

第1章 生活の安定

第1節 公共施設等の復旧計画

[市・関係機関]

被災した公共施設等の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、再度の被害の発生を防止するため、市、府をはじめ防災関係機関は、応急復旧終了後、被害の程度等を十分に検討して必要な施設の新設、又は改良を積極的に実施するとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮する。

1. 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討の上、復旧計画を樹立するとともに、復旧完了予定時期の明示に努める。災害復旧事業の種類は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア. 河川公共土木施設災害復旧事業
- イ. 道路公共土木施設災害復旧事業
- ウ. 単独災害復旧事業

(ア) 河川災害復旧事業

(イ) 道路災害復旧事業

(2) 都市災害復旧事業

- ア. 街路災害復旧事業
- イ. 下水道施設災害復旧事業
- ウ. 都市排水施設災害復旧事業
- エ. 公園等施設災害復旧事業
- オ. 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）

(3) 農林施設災害復旧事業

(4) 農業土木施設災害復旧事業

(5) 上水道施設災害復旧事業

(6) 下水道施設災害復旧事業

(7) 住宅災害復旧事業

2. 道路施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、主要幹線から復旧を行い、その他応急措置に必要な路線を確保する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

(1) 道路の陥没、又は欠損により交通が不可能又は著しく困難であるもの。

(2) 道路の陥没、又は欠損で、これを放置することにより二次的被害を生ずるおそれがあるもの。

3. 河川

河川管理者は、河川が洪水等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、効果的な復旧を行う。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防の破壊、護岸・河川の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- (2) 堤防、護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの。
- (3) 河川の流水の疎通を著しく阻害するもの。
- (4) 護岸及び水門等の全壊又は決壊で、これを放置することにより著しい被害を生ずるおそれのあるもの。

4. 教育施設

教育施設の復旧は、早期に正常な授業が行えるように関係業者を動員して応急復旧工事を行い、その後恒久的に建築の基本計画により、検討のうえ新改築工事を施工する。

5. 水道施設

水道施設の復旧は、市内関係業者を動員し、一刻も早く各家庭に対し給水できるよう実施する。

6. 農地等

農地及び農業用施設が被害を受け、耕作の継続が不可能又は著しく困難となった場合、市長は、法令の定めるところにより災害復旧費の国庫補助及び府補助を知事に申請し、速やかに復旧事業を行う。

7. その他の公共施設等

医療施設、社会福祉施設等については、被害状況を速やかに調査したうえで緊急度に応じ効果的に復旧を図る。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

[市]

災害復旧事業費の決定は、知事・市長の報告、資料及び実地調査の結果等に基づいて行われるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

1. 法律による一部負担又は補助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

2. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局

復旧事業名	根拠条項	府関係部局
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政補助		
公共土木施設災害復旧事業	3条1項①	環境農林水産部、都市整備部
公共土木施設災害関連事業	3条1項②	環境農林水産部、都市整備部
公立学校施設災害復旧事業	3条1項③	府教育委員会
公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業	3条1項④	住宅まちづくり部
生活保護施設災害復旧事業	3条1項⑤	福祉部
児童福祉施設災害復旧事業	3条1項⑥	福祉部
養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業	3条1項⑥の2	福祉部
身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	3条1項⑦	福祉部
障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業	3条1項⑧	福祉部
婦人保護施設災害復旧事業	3条1項⑨	福祉部
感染症指定医療機関災害復旧事業	3条1項⑩	健康医療部
感染症予防事業	3条1項⑪	健康医療部
堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）	3条1項⑫	環境農林水産部、都市整備部
堆積土砂排除事業（公共的施設区域外）	3条1項⑬	環境農林水産部、都市整備部
湛水排除事業	3条1項⑭	環境農林水産部、都市整備部

《風水害等復旧・復興》 1章2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

復旧事業名	根拠条項	府関係部局
農林水産業に関する特別の助成		
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	5条	環境農林水産部
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	6条	環境農林水産部
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	8条	環境農林水産部
土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	10条	環境農林水産部
中小企業に関する特別の助成		
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	12条	商工労働部
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	13条	商工労働部
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	14条	商工労働部
その他の特別の財政援助及び助成		
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	16条	府教育委員会
私立学校施設災害復旧事業に対する補助	17条	府民文化部
市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	19条	健康医療部
母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例	20条	福祉部
水防資機材費の補助の特例	21条	都市整備部
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	22条	住宅まちづくり部
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助）	24条	総務部、都市整備部、府教育委員会、環境農林水産部
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	25条	商工労働部

第3節 民生の安定

[市]

市及び府は、災害により被災した市民に対し、住環境の改善、雇用機会の確保及び義援金品の配分等に必要な措置を講じ、速やかに被災者の生活の安定を図る。

1. 住宅の確保

市及び府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保するものに対して支援を行う。

(1) 住宅復興計画の策定

市及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実状に沿った施策を推進する。

(2) 相談窓口の設置

府は、住宅に関する相談窓口を設置し、府民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

ア. 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談、情報の提供

イ. 住宅修繕など建設業者に関する相談、情報の提供

ウ. 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談、情報の提供

エ. 被災住宅に関する借地借家法等の相談、情報の提供

(3) 公共住宅の供給促進

市及び府は、民間、住宅供給公社、都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

ア. 公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

イ. 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低額所得者世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

ウ. 特定優良賃貸住宅の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対して特定優良賃貸住宅のあっせんを行う。

(4) 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

府は、住宅金融支援機構を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災住民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

(5) 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(6) り災都市借地借家臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地、借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住

居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

2. 雇用機会の確保

災害時における離職者の就職については、府及び大阪労働局が公共職業安定所や府の就職支援機関などを通じてあっせんを図るので、市域における離職者の把握と職業あっせんの要請を行う。

第4節 経済の安定

[市]

市及び府は、災害により被災した市民がその痛手から再起更生するよう、法律、条例その他の定めるところにより金融措置を講じるとともに、流通機関の回復を図り被災者の生活の安定を図る。

1. 金融措置

(1) 市税の減免及び徴収猶予

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は寝屋川市市税条例により市税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免措置をとる。

ア. 納期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出、又は市税を納付若しくは納入できないと認められるときは、その申請により2ヶ月以内の期限（特別徴収義務者については30日以内）において市税の納期限を延長する。

イ. 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

ウ. 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

エ. 減免等

被災した納税義務者等に対し、必要と認められる場合は、納期限前7日までにその者の申請に基づき、市民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の減免及び納付（納入）義務の免除を行う。

(2) 国税の減免及び徴収猶予等

国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。また、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

(3) 府税の減免及び徴収猶予等

府は、地方税法及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。

(4) 災害弔慰金等の支給と災害援護資金の貸付（寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例）

ア．災害弔慰金

(ア) 対象となる災害

- a. 寝屋川市において5世帯以上の住家が滅失した自然災害
- b. 大阪府内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の自然災害
- c. 大阪府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害
- d. 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(イ) 支給対象

災害により死亡した市民の遺族

(ロ) 支給額

死亡者が生計維持者である場合 500万円

その他の場合 250万円

ただし、死亡者がその死亡に係る災害について既に次の災害障害見舞金の支給を受けている場合はその額を控除した額とする。

イ．災害障害見舞金

(ア) 対象となる災害

災害弔慰金に同じ

(イ) 支給対象

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、次に掲げる程度の障害の一つに該当した市民。

- a. 両眼が失明したもの
- b. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- c. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- d. 腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- e. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- f. 両上肢の用を全廃したもの
- g. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- h. 両下肢の用を全廃したもの
- i. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(ロ) 支給額

生計維持者の場合 250万円

その他の場合 125万円

ウ．災害援護資金

(ア) 貸付対象

災害救助法による救助の行われた災害その他政令で定める災害により、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主でその所得が法第10条第1項に規定する要件に該当するもの

(イ) 貸付限度額

1 災害における1世帯当たりの貸付限度額は次の表により、それぞれの区分に応じ掲げる額とする。

被 害		金 額
療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）がある場合	家財についての被害額がその価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という）及び住居の損害がない場合。	150万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	住居が半壊した場合 （被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	270万円 (350万円)
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷がない場合	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
	住居が半壊した場合 （被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	170万円 (250万円)
	住居が全壊した場合（下欄に該当する場合を除く） （被災した住居を立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	250万円 (350万円)
	住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350万円

(ウ) 利 率

年3%（据置期間は無利子）

(エ) 据置期間

3年（特別の事情のある場合は5年）

(オ) 償還期間

10年（据置期間を含む）

(カ) 償還方法

年賦償還

(5) 災害見舞金等（寝屋川市災害見舞金及び弔慰金の支給に関する規則）

ア. 支給対象

市に存する現に自己の居住の用に供している家屋が、災害により次のいずれかに該当する被害を受けた場合、その世帯主に対し支給する。（同一の災害により被害が重複した場合、災害見舞金の併給は行わない。）また、弔慰金については、その遺族に対し支給する。ただし、寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金が支給されたときは弔慰金を支給しない。

イ. 支給額

種類	被害の程度	認定基準	金額
災害見舞金	全壊・流失・全焼	被害面積がその家屋の延床面積の概ね70パーセント以上であるもの	2人以上の世帯 70,000円
			1人の世帯 30,000円
	半壊・半焼	被害面積がその家屋の延床面積の概ね20パーセント以上のもので、全壊・流失・全焼に該当しないもの	2人以上の世帯 50,000円
			1人の世帯 20,000円
	一部破損・部分焼・冠水	被害面積がその家屋の延床面積の概ね20パーセント未満のもので、一時的に居住できない程度のもの	2人以上の世帯 30,000円
			1人の世帯 10,000円
	床上浸水等	風水害等により、家屋に土砂等が堆積し、又は家屋の床上以上まで浸水したもの	2人以上の世帯 50,000円
			1人の世帯 20,000円
弔慰金	死	亡	1人 50,000円

(6) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市社会福祉協議会を窓口として、府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、(4)の災害援護資金の対象者を除いた低所得者世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

(7) 被災者生活支援金

ア. 被災者生活再建支援金の支給

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援基金に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、住宅の被害認定を行い、り災証明書等を発行する。また、被災者からの被災者生活再建支援金支給申請書等の必要書類を受け付け、府経由で被災者生活再建支援法人に送付する。

イ. 被災者生活再建支援制度の概要

(ア) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(イ) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- a. 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。
- b. 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。
- c. 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

(ウ) 支給対象世帯

自然災害により、

- a. 住宅が全壊した世帯
- b. 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- c. 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- d. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(エ) 支給金額

支給額は、以下のa、bの合計額となる。

- a. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・上記(ウ) a～cの世帯 100万円
- ・上記(ウ) dの世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

- b. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

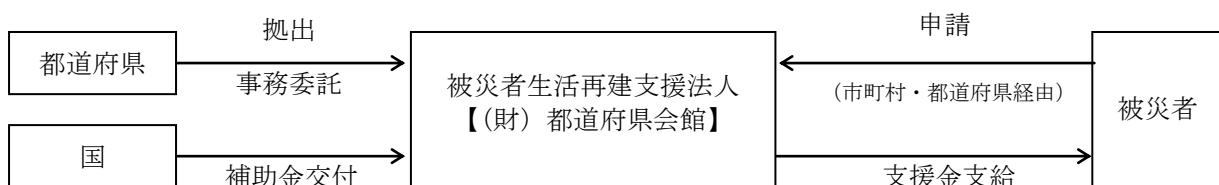
- ・住宅を建設又は購入した場合 200万円
- ・住宅を補修した場合 100万円
- ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、
いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(オ) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管・内閣府) (支援金の1/2)

(8) り災証明書の交付

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後

早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

(9) 中小企業の復旧支援

ア. 政府系金融機関の融資

(ア) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(イ) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

イ. 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧または経営安定のための資金を貸し付ける。

(10) 農業関係者の復旧支援

ア. 天災融資資金（天災融資法）

(ア) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

(イ) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

イ. 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

ウ. 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

<資料>

- ・寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例（資料編 資料14-1）
- ・被害状況等報告基準（資料編 資料13-2）

第2章 復興の基本方針

[市・関係機関]

災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

1. 基本方針の決定

市及び府は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じたことにより、地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方向を定める。

2. 復興計画の作成

被災地域の復興計画は、市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを目指す計画とする。

復興は、被災者の明日への希望を与える重要な計画である。

(1) 復興基本方針

ア. 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

イ. 計画策定の趣旨

市総合計画や防災ビジョン等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

(ア) 被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤などの改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。復興計画は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

(イ) 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国との連携などの体制整備を行う。

(ロ) 市は、市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行う。また、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

ウ. 目標別復興計画

復興に際して、おおむね次のような項目について検討し、作成していく。

(ア) 災害危険箇所の改修

(イ) 良質な住宅の供給

(ロ) 高齢者・障害者向け住宅の建設促進

- (エ) 保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化
 - (オ) ボランティア、防災教育の推進
 - (カ) 防災通信システム、情報ネットワークの整備
 - (キ) 防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備
 - (ク) 自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
 - (ケ) ライフラインの耐災化
 - (コ) 植樹帯の形成と生活道路の改善
 - (ク) 既設施設の耐火化及び補強、改築
 - (シ) その他
- (2) 災害復興本部
市は、災害復興計画の作成と遂行のため、災害復興本部を設置する。
- (3) 復興計画作成委員会
市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりをめざし、1に掲げた基本方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画作成委員会を関係機関の代表者により設置する。

3. 復興のための事前準備

市及び府は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、市民との共有など、事前準備に努める。